

平成30年12月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成30年12月26日（月） 午後2時3分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
岩本幹彦教育課長、後藤由多加指導主事、
大竹建治生涯学習係長、奥村裕学校教育指導員
書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

（1）学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

（2）生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

（1） 教職員人事異動方針について

課長： それでは資料1に基づきまして、私の方から説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。こちらは神奈川県公立学校教職員人事異動方針でございます。これをもって県の方では人事異動をするということでございます。県の方

針を皆様にご了承いただいた中で4月1日付けの交付をさせていただくということでございます。神奈川県教育委員会は学校の適正な運用を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとするとして、1、適材を適所に配置すること。2、教職員の編成を刷新強化すること。3、全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。ということ人事異動の方針としております。

次のページをお願いいたします。県費負担教職員等人事異動要綱でございます。第1条、趣旨についての規定になります。第2条、人事異動の対象教職員について。この要綱の対象となる教職員は、四教育事務所管内の教職員及び横須賀市教育委員会が所管する教職員でございます。四教育事務所の中に県西教育事務所が入っております。第3条は人事異動の時期でございます。人事異動の時期は、採用、昇任及び配置換えについては原則として4月1日、退職については原則月末とするとなっておりますので、この要綱によりまして4月1日に人事異動が行われるということです。この人事異動の方針に基づいて4月1日、町の教育委員会で辞令を交付させていただければとおもっておりますので、ご理解をお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

教育長： 今の人事異動方針等についてご質問がありましたらお願いします。では、この神奈川県の人事異動方針に則って、真鶴町教育委員会としても人事異動を進めるということで御承認いただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員承認です。では、協議事項の2つ目。真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則の一部改正について事務局お願いします。

(2) 真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則の一部改正について

係長： それでは資料2「真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則の一部を改正する規則新旧対照表」をご覧ください。新旧対照表は、右側の欄が旧で改正前、左側の欄が新で改正後となっています。

今回の改正内容としましては、大きく分けて2つの内容となります。1つ目は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学奨励費の「新入学児童生徒学用品費」を小中学校への入学前の時期に支給を行うことによる改正、2つ目は、根拠法令や法令用語の整理による改正となります。

まず、第1条の下線部分の改正前の規定ですが、「学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき」となっている箇所について、現行の学校教育法における根拠規定が「第19条」となっていますので、文言の整理を行います。

続いて、第2条第1号、第2号の下線部分「伴って」の文言について、ひらがなから漢字に改正します。

同条第4号の改正前の規定は「学校保健法」となっていますが、法律名が「学校保健安全法」に改正されましたので文言の改正を行うものです。

続いて、第3条の交付を受ける資格について、「奨励費の交付を受けることができる者は、本町内に住所を有し町立小学校及び町立中学校に在学する児童生徒」の後に「並びに町立小学校への就学予定者（以下「就学予定者」という。）」の文言を新たに追加します。

同じ3条の規定の下線部分の「及び」の文言について、ひらがなから漢字に改正します。また、3条の改正後の最後の下線部分で、新旧対照表の1ページから2ページをご覧ください。「なお、就学予定者については、前条第1号のうち新入学児童生徒学用品費のみを交付する。」という文言を新たに追加します。

続いて、第4条第2項の「交付の申請」についてです。改正前の現行の規定は、「前項の経由にあたって校長は、就学奨励費申請調書（様式第2号）を作成し、申請書に添付しなければならない。」となっていますが、就学奨励費の審査のために、所得状況や生活保護基準額等を様式第2号に記載し作成することについて、現状の事務においては、校長が同様式を作成することは行っておらず、教育委員会の方で所得状況や生活保護基準額等を確認しているため、同様式を廃止し、新たに、就学奨励費（新入学児童生徒学用品費）交付申請書（様式第2号）を追加するものです。なお、今ご説明しました改正前、改正後の様式については、新旧対照表の4ページをご参照ください。

続いて、第6条の見出しについて、「交付認定の取消」の文言整理を行うとともに、条文の下線部分の改正前の「教育扶助を受けるに至ったとき、又は奨励費の交付を受けることの必要がなくなった」を改正後の「第3条に規定する交付資格に該当しなくなった」に文言整理を行います。同上第2項の「奨励費を取消した」を「奨励費の交付認定を取り消した」に文言整理を行います。

続いて、3ページをご覧ください。様式第1号の改正です。下線部分が改正箇所となりますが、改正前の様式には、元号が表記されていますので、改正後では標記をしない形にします。また、申請書の大きい四角い枠の下に白い丸と注意書きが記載されていますが、改正前の一つ目の丸には、提出先が「庶務課」となっていますが、改正後は、「教育課」となっています。こちらは課の名称が変更になったものが改正されていませんでしたので、文言の整理を行います。

また、2つ目、3つ目の丸について、改正前は「この申請書に「源泉徴収票」又は「確定申告書の写し」等、昨年の年間収入が確認できるものを添付してください」「上記「年間収入が確認できるもの」は収入のある方全員のものが necessary です」という記載となっていますが、改正後では「申請年度の1月1日時点で真鶴町に住所を有していなかった方は、この申請書に前住所地の世帯全員分の課税証明書を添付してください。」となっています。これは、従前は、年間収入が確認できるものを全員が添付することとしていましたが、現状の実務においては、保護者同意の上、所得状況を税務情報で確認させていただいていることから添付は不要とし、転入者のみ課税証明書を添付することとなっているため、改正を行うものです。

続いて1枚飛ばして5ページと6ページをご覧ください。こちらは文言の整

理に伴う改正となっています。右上の文書番号の変更に伴う整理等となっています。なお、こちらの改正後の規則の施行につきましては、今日、お認めいただいた場合は本日を施行日として予定しています。私からの説明は以上です。

教育長： ただいまの説明に対してご質問やご意見がありましたらお願いします。意見については反対とか他の考えということではなくて賛成意見でもかまいませんので言っていただけるとありがたいと思います。

委員： 奨励費の交付について前回か前々回お話があった就学予定者についても交付ができるようになってきたということで、柔軟に対応できるようになってくるのかなということで賛成をさせていただきます。

教育長： 他にはいかがでしょうか。では、採決に移ります。今、事務局より提案のありました真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則一部改正についてお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。では次に移ります。協議事項の3番目、真鶴町就学奨励費交付事務処理要綱の一部改正について事務局をお願いします。

(3) 真鶴町就学奨励費交付事務処理要綱の一部改正について

係長： それでは資料3「真鶴町就学奨励費交付事務処理要綱の一部を改正する告示新旧対照表」をご覧ください。こちらにつきましては、先ほどの規則に係る要綱となりますので、改正内容は規則と同じ趣旨のものとなります。

先ほどの規則同様に大きく分けて2つの内容となります。1つ目は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学奨励費の「新入学児童生徒学用品費」を小中学校への入学前の時期に支給を行うことによる改正、2つ目は、用語の整理による改正となります。

第1条、第2条、第3条第1号、第2号、第5号の下線部分は文言の整理となります。

第3条第4号の改正前の規定は「学校保健法」となっていますが、法律名が「学校保健安全法」に改正されましたので文言の改正を行うものです。また同号のカタカナ「ア」の「伝染性」を「感染性」に文言の改正を行います。

第5条は、改正前の規定は「文部大臣」となっていますが、「文部科学大臣」に文言の改正を行います。

第6条、第7条第2項の下線部分は文言の整理となります。改正後の第7条第3項は、「新入学児童生徒学用品費については、第1項及び前項の規定にかかわらず、入学前の3月に交付できるものとする。」という規定を新たに追加するものです。

第9条、第11条、第12条の下線部分は文言の整理となります。説明は以上となります。

教育長： 説明についてご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、ないようでしたら、真鶴町就学奨励費交付事務処理要綱の一部改正についてお認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員賛成)

教育長： 全員賛成です。では4番目、真鶴町教育支援センター設置要綱の一部改正について事務局をお願いします。

(4) 真鶴町教育支援センター設置要綱の一部改正について

係長： それでは資料4「真鶴町教育支援センター設置要綱の一部改正する訓令新旧対照表」をご覧ください。

第2条第4号の支援センターの業務について、現行の規定は「不登校並びに不登校傾向の幼児・児童生徒に対し、自立の促進、集団への適応、学習指導の充実を図り、学校等への復帰を支援する。また、教育相談や訪問指導等も積極的に行う。」となっていますが、下線部分の「学校等への復帰を」という箇所を「主体的に将来の社会的自立及び学校等への復帰ができるよう」という文言に改正するものです。

今回の改正は、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、同法に関する文部科学省の基本的な考え方として「不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にせず、社会的に自立することを目指す必要があること」が示されたことから、改正を行うものです。説明は以上となります。

教育長： ただいまの説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員： 復帰という言葉について今までに話題に出てきたと思っていたんですが、これが適当かどうかという。その辺の検討されたものはありますか。

係長： 事務局の中でも復帰という言葉が適当かどうか、またはここの復帰という言葉が消して社会的自立ということだけを打ち出すかというところもあったんですけど、文部科学省の先ほど言った指針の中に社会的自立といったこともそうなんですが、やはり学校への復帰というところも文言として通知がされていたので、ここは並列した形で教育支援センターの業務の目的として今回出させていただきました。

教育長： よろしいですか。

委員： はい

教育長： 他にご意見やご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、真鶴町教育支援センター設置要綱の一部改正についてお認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。以上で協議事項を終わります。引き続き、報告事項に入ります。事務局をお願いします。

報告事項： 施設の月別利用状況、月別の事業報告・事業予定等を説明

教育長： 以上をもちまして。真鶴町教育委員会 12 月定例会を終わりにします。